

千葉県文化行政推進会議設置要綱

(設置及び目的)

第1条 本市の文化行政を総合的に推進し、個性豊かな新しい千葉文化を創造するため、千葉県文化行政推進会議（以下「推進会議」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 推進会議は、次の各号に掲げる事項について協議、検討する。

- (1) 本市文化行政施策に関すること。
- (2) 千葉県文化芸術振興計画の推進に関すること。
- (3) その他文化行政に関すること。

(組織)

第3条 推進会議は、委員長、副委員長及び委員で組織する。

- 2 委員長は、市民局生活文化スポーツ部長の職にある者とし、副委員長は、市民局生活文化スポーツ部文化振興課長の職にある者とする。
- 3 委員は、別表1に掲げる職にある者とする。
- 4 委員長は、推進会議の事務を総括し、推進会議を代表する。
- 5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第4条 推進会議は、委員長が招集し、これを主宰する。

- 2 委員長は、必要があると認めるときは、関係者を推進会議に出席させ、その意見又は説明を求めることができる。

(庶務)

第5条 推進会議の庶務は、市民局生活文化スポーツ部文化振興課において処理する。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、推進会議に関し必要な事項は、別に定める。

附 則 この要綱は、平成20年4月25日から施行する。

附 則 この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則 この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則 この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則 この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則 この要綱は、平成27年9月1日から施行する。

附 則 この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則 この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則 この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

別表 1

	局等	職名	
委員長		生活文化スポーツ部長	
副委員長	市民局	文化振興課長	
委員	総務局	国際交流課長	
	総合政策局	政策企画課長	
		都市アイデンティティ推進課長	
	市民局	市民自治推進課長	
		男女共同参画課長	
	保健福祉局	障害者自立支援課長	
		高齢福祉課長	
	こども未来局	こども企画課長	
	経済農政局	観光 MICE 企画課長	
	都市局	都心整備課長	
	中央区役所	地域振興課長	
	教育委員会		生涯学習振興課長
			文化財課長
		教育指導課長	